

平成24年10月からの報酬算定について

●就労定着実績がない場合の減算
【該当サービス種類:就労移行支援】

●短時間利用者が一定以上の割合の場合の減算
【該当サービス種類:就労継続支援A型】

神奈川県 保健福祉局 福祉・次世代育成部
障害サービス課 事業支援グループ

就労定着実績がない場合の減算

【該当サービス種類 : 就労移行支援】

○報酬告示

〔減算が行われる場合〕

(1)～(3) 省略

(4) 過去3年間の就労定着者数が0の場合……………100分の85

(5) 過去4年間の就労定着者数が0の場合……………100分の70

○留意事項通知

(二) 就労定着者数が0である場合の所定単位数の算定について

ア 報酬告示第13の1の注5の(4)及び(5)中「就労定着者」については、下記③の(一)及び(二)※のとおり取り扱うこととする。

イ 同注5の(4)中「過去3年間」及び(5)中「過去4年間」とは、就労移行支援のあった日の属する年度の直近の過去3年度及び4年度を言う。

ウ 平成24年10月1日以降からの施行であること。

就労定着実績がない場合の減算

※下記③の(一)及び(二)とは？

⇒就労移行支援体制加算の取扱い〔留意事項通知 第二の3(3)③〕

- (一) 報酬告示第13の3就労移行支援体制加算については、就労移行支援経てを企業等に雇用されてから6月を経過した日が属する年度における利用者の数で算定すること。
- (二) 注中「6月を超える期間継続して就労している者」とは、就労移行支援を受けた後、就労した企業等に連続して6月以上雇用されている者であること。

【参考】

(報酬告示)

就労移行支援体制加算

注 指定就労移行支援等のあった日に属する年度の前年度及び前々年度において、指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者の数を当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員で除した数に、前年度については100分の80を乗じた数と前々年度については100分の20を乗じた数を加えた数がいからホまでのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。



就労定着実績がない場合の減算

「就労定着者の実績」の考え方

(例)

Aさん＝平成21年10月7日企業に就職

6月を経過した日
平成22年4月7日

平成22年4月7日時点

就労した企業で引き続き就労している
(雇用されている)場合

就労した企業で引き続き就労していな
い(雇用されていない)場合

平成22年度実績として
カウント○

平成22年度実績なし

就労定着実績がない場合の減算

「就労定着者の実績」の考え方(追加)

Q.旧法指定施設から就労移行支援事業に移行した場合、移行前の移行実績は認められるか。

A.認められる。

Q.旧法指定施設以外の施設から就労移行支援事業に移行した事業所は、移行前の実績を含めないということによいか。

A.含めない。(作業所、地域活動支援センター等からの移行の場合、実績として含めることはできない)

Q.就労移行支援の利用者が就労継続支援A型に移行した場合でも、実績とするのか。

A.就労移行支援から就労継続支援A型へ移行した者が一定期間定着しても実績の対象となる。ただし、同一法人内の移行の場合は実績の対象とならない。



就労定着実績がない場合の減算

【減算対象の考え方の例】

◆平成24年度の算定対象範囲

- 平成18年度実績・・・0名
算定期間対象外
- 平成19年度実績・・・1名

- 平成20年度実績・・・1名
- 平成21年度実績・・・0名
- 平成22年度実績・・・0名
- 平成23年度実績・・・0名

今年度の算定対象範囲は、30%減算の場合は平成20年度以降の実績、15%減算の場合は平成21年度以降の実績なので、平成21年4月1日指定以前の事業所において、就労定着実績がない場合は減算の対象になる可能性があります。

※平成20年度の実績が0名だった場合は、
30%の減算(所定単位数の100分の70を算定)減算対象

過去4年間の就労定着実績あり
⇒30%の減算(所定単位数の100分の70を算定)
対象外

過去3年間の就労定着実績なし
⇒15%の減算(所定単位数の100分の85を算定)
対象

◆平成25年度の想定

平成24年度
実績0名の場合

過去4年間(平成21年度～平成24年度)において実績がないため、平成25年度は30%の減算対象となる。

平成24年度
実績ありの場合

過去3年間及び過去4年間において実績があるため、減算対象とならない。

就労定着実績がない場合の減算

Q.年度途中で就労移行支援事業の指定を受けた場合、当該年度は減算の対象年度に含まれるのか。

A.年度途中で指定された事業所については、当該年度は算定対象としないこととする。

(報酬改定に関するQ&A)

● 平成24年5月1日指定の場合

平成24年度(平成24年5月～平成25年3月)

算定対象期間外

平成25年度(平成25年4月～平成26年3月)

平成26年度(平成26年4月～平成27年3月)

平成27年度(平成27年4月～平成28年3月)

算定対象期間

平成28年度(平成28年4月～平成29年3月)

平成25年度からの実績
によって減算の適用を受け
る可能性がある

就労定着実績がない場合の減算

◆平成24年度の減算対象整理表

指定年月日	算定対象期間 の開始年度	15%減算	30%減算
平成20年4月1日 以前	平成18年度 平成19年度 平成20年度 <small>※指定年月日による</small>	平成20年度の実績があり、平成21年度以降実績がない場合 【減算対象】	平成20年度以降実績がない場合 【減算対象】
平成20年5月1日 ～ 平成21年4月1日	平成21年度	平成21年度以降実績がない場合 【減算対象】	今年度は対象外
平成21年5月1日 ～ 平成22年4月1日	平成22年度	今年度は対象外	今年度は対象外
平成22年5月1日 ～ 平成23年4月1日	平成23年度	今年度は対象外	今年度は対象外
平成23年5月1日 ～ 平成24年4月1日	平成24年度	今年度は対象外	今年度は対象外

短時間利用者が一定以上の割合の場合の減算

【該当サービス種類：就労継続支援A型】

○報酬告示

〔減算が行われる場合〕

(1)～(2) 省略

(3) 週20時間未満の利用者((4)において「短時間利用者」という。)が
現員数の100分の50以上100分の80未満の場合……………100分の90

(4) 短時間利用者が現員数の100分の80以上の場合……………100分の75

○留意事項通知

(二)短時間利用者が一定割合以上である場合の所定単位数について

ア 報酬告示第14の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(3)及び(4)の短時間利用者が一定割合である場合の減算の取扱いについては、「現員数(雇用契約を締結している利用者で一週間のうち1日でも利用のあった者の合計数のことを言う。)」のうち「短時間利用者(週20時間未満の利用者のことを言う。)」の占める割合が、100分の50以上100分の80未満である場合又は100分の80以上である場合に減算を行うものとする。

イ アの割合は直近の過去3月間において、1週間ごとの割合を求め、当該期間の週平均割合をもって算定する。ただし、算定対象となる3月間の最初の週と最終の週が、算定対象外の月をまたぐ場合は、当該週を除いて計算するものとする。

ウ 平成24年10月1日以降からの施行であること。

短時間利用者が一定以上の割合の場合の減算

【例】平成24年10月サービス提供分の
報酬算定を行う場合 ※週の開始は日曜日とした場合

7月							8月							9月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30	31					29	30	31					29	30					

■ = 短時間利用者 ■ = 週の利用なし

利用者氏名	7月				7月・8月	8月				8月・9月	9月					9月・10月
	1~7	8~14	15~21	22~28	7/29~8/4	5~11	12~18	19~25	8/26~9/1	2~8	9~15	16~22	23~29	9/30~10/6		
	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週・第1週	第2週	第3週	第4週	第5週・第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週・第1週		
1 横浜 ○子	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
2 葉山 △男	30	28	30	30	27	30	30	30	30	30	30	30	30	30		
3 寒川 ●次	22	22	16	15	17	13	15	16	12	12	18	20	22	22		
4 大磯 □美	7	0	0	0	0	0	0	0	7	28	28	28	28	28		
5 中井 ▲夫	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30		
6 箱根 ◎信	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
7 愛川 ×代	20	24	当該週で利用がなかった場合は、当該週の割合算出時、カウントしない。		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24		
8 城山 ■一	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32		
9 横須賀 ▽郎	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18		
10 平塚 ◇哉	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
11 鎌倉 ○也	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30		
12 藤沢 △八	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28		
13 小田原 □助	20	20	18	18	12	12	10	12	22	6	0	0	0	0		
14 茅ヶ崎 ×子	20	20	16	16	16	16	16	14	14	14	14	14	14	14		
15 逗子 ◎治	10	10	18	21	21	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
16 相模原 ●三	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
17 三浦 ▲輔	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18		
週ごとの短時間利用者の割合	47.1% (≒8人÷17人)	43.8% (≒7人÷16人)	62.5%	62.5%	56.3%	62.5%	62.5%	62.5%	58.9%	58.9%	56.3%	50.0%	50.0%	50.0%		
対象期間全体での短時間利用者の割合	$=(47.1+43.8+62.5+62.5+56.3+62.5+62.5+62.5+58.9+58.9+56.3+50+50) \div 13 = 56.5$															

最終週は月をまたぐため、7、8、9月の実績では考慮しない。

当該週で利用がなかった場合は、当該週の割合算出時、カウントしない。

短時間利用者が現員数の50%以上80%未満 ⇒ 10%減算の対象

週ごとの短時間利用者の割合の平均から全体の短時間利用者割合を算出

小数点第2位以下切り上げ

56.5